

大阪府立上方演芸資料館収蔵資料閲覧規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪府立上方演芸資料館（以下「資料館」という。）が収蔵する資料（映像・音声資料を除く。）を閲覧する場合の手続等に関し、必要な事項を定める。

(申込方法等)

第2条 収蔵庫内にある閉架資料の閲覧は、次の手続によるものとする。なお、資料の撮影を伴う閲覧を希望する場合は、「大阪府立上方演芸資料館収蔵資料撮影規程」によるものとする。

- 2 閲覧を希望する者（以下「申込者」という。）は、閲覧申込カード（様式1）に、必要事項を記入し、資料館に提出するものとする。
- 3 資料館館長は、前項の規定による申込みに基づき、閲覧の可否を決定し、その結果を、閲覧承認決定通知書（様式2-1）又は閲覧不承認決定通知書（様式2-2）により申込者に通知するものとする。

(閲覧の実施)

第3条 閲覧を承認された者（以下「閲覧者」という。）は、資料館と協議の上決定した日時に資料館内において閲覧できるものとする。なお、資料館は、閲覧の際、免許証等、本人確認できる書類の提示を求めるものとする。

- 2 一度の申込手続によって閲覧できる資料の数は3点以内とする。ただし、資料館館長が認めるときは、この限りでない。
- 3 閲覧者は、閲覧が終わった後速やかに資料を返却しなければならない。
- 4 資料館は、資料に不備又は損傷等が生じていないことを確認した上で、返却の手続を終えるものとする。

(手数料)

第4条 閲覧に係る手数料は無料とする。

(資料の取扱い)

第5条 閲覧者は、著作権法等関連法規を遵守し、善良な管理者の注意をもって、資料を取り扱わなければならない。

(原状回復義務)

第6条 閲覧者が、故意又は過失により資料を損傷し、又は紛失した場合は、速やかに原状に回復し、代物を弁償し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、災害その他大阪府知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(禁止事項等)

第7条 閲覧者が、この規程に違反し、又は違反するおそれがある場合には、資料館館長は閲覧の承認を取り消し、又は差し止めるほか、それ以降の閲覧を認めないことが

できる。

- 2 前項の規定により閲覧者が閲覧の承認を取り消されたことに起因又は関連して生じた閲覧者及び第三者に対する損害について、大阪府は一切の責任を負わないものとする。
- 3 閲覧者は、閲覧した資料の利用に関連して大阪府に損害を与えた場合は、その全ての損害を賠償しなければならない。ただし、災害その他大阪府知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、閲覧に係る手続等に関し必要な事項は、資料館館長が定める。

- 2 劣化の著しい資料、個人情報の掲載がある部分等については、必要に応じて、閲覧の制限をすることができる。
- 3 開架資料の閲覧は、この規程にかかわらず、指定の場所において自由に閲覧することができる。

附則

この規定は、平成28年2月9日から施行する。

附則

この規定は、令和3年6月1日から施行する。